

平 成 3 0 年 8 月 3 0 日

【議案第123号】

あっせんの申立てについて

- 参考資料1 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）へのあっせんの申立てについて
- 参考資料2 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）について
- 参考資料3 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針
- 参考資料4 空間放射線量検査に要した費用等の賠償請求状況について（H22・23～26年度）

環 境 局

原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）への あっせんの申立てについて

1 概要

本市は、これまで、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質対策に要した費用等のうち、平成26年度までに要した費用（約40億円）について東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）と協議を行ってきたところ、これまで約36億5千万円の賠償金の入金（最終入金日：平成30年7月27日）がありました。

今回、東京電力と協議（本件の最終回答日：平成30年4月26日）を行ってきたものの、合意に至らなかった空間放射線量検査等に係る費用約4,580万円について、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）へあっせんの申立てを行うものです。

2 賠償請求の状況

（1）これまでの状況（本市全体で放射性物質対策に要した費用）

項目	金額（概算）
平成22から26年度までに要した費用	40億円
これまでの協議による入金額	36.5億円
廃棄物処理に係る費用	18.9億円
下水道事業に係る費用	16.4億円
空間放射線量検査に要した費用	1,350万円
その他	1億円
協議中の費用	3.5億円

（2）（1）の協議中の費用のうち、合意に至らず、今回ADRセンターへあっせんの申立てを行う費用（空間放射線量検査等に係る費用）

項目	金額（概算）
今回ADRセンターへあっせんの申立てを行う費用	4,580万円
空間放射線量検査に要した費用	1,380万円
多摩川河川敷の除染に要した費用	2,530万円
その他	670万円

※今回ADRセンターへあっせんの申立てを行う費用を除いた協議中の費用については、継続して協議を実施

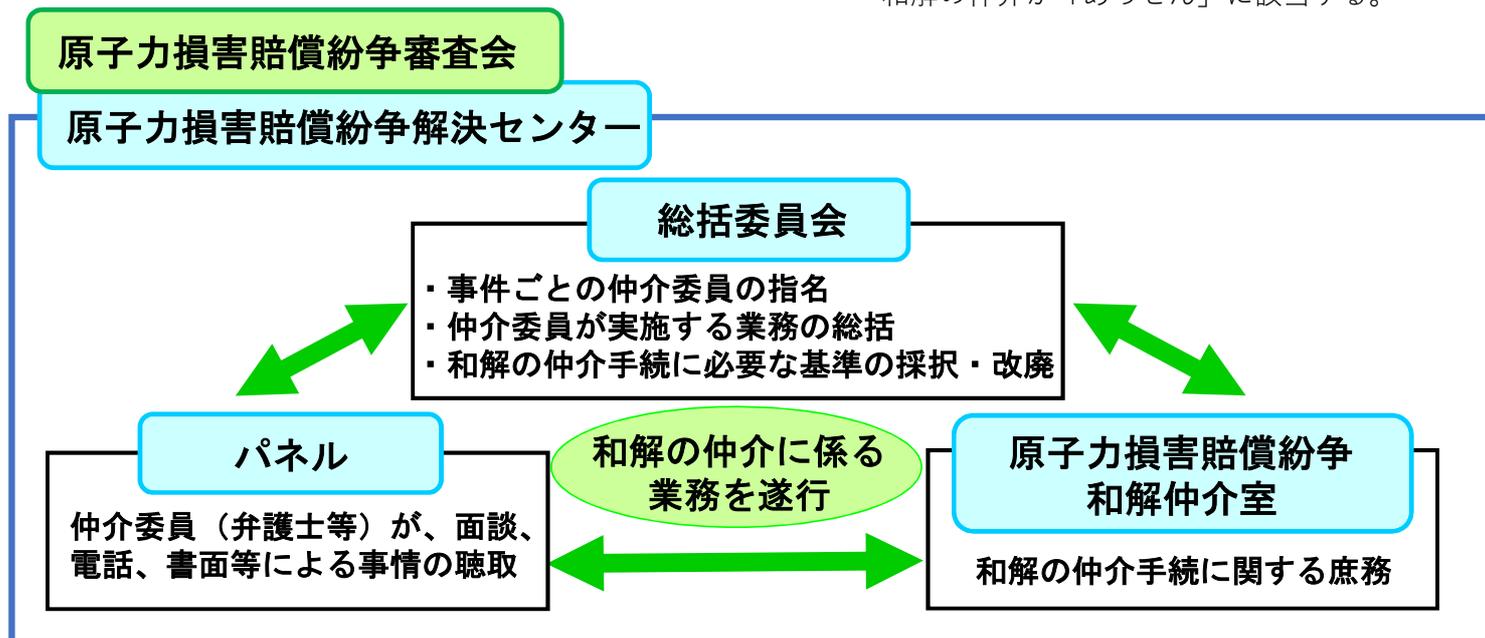
原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)について

平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による原子力損害の賠償に関して、当事者間に紛争が生じた場合に、当事者からの申立てを受けて和解の仲介を実施する公的な紛争解決機関で、平成23年8月29日に設置された。

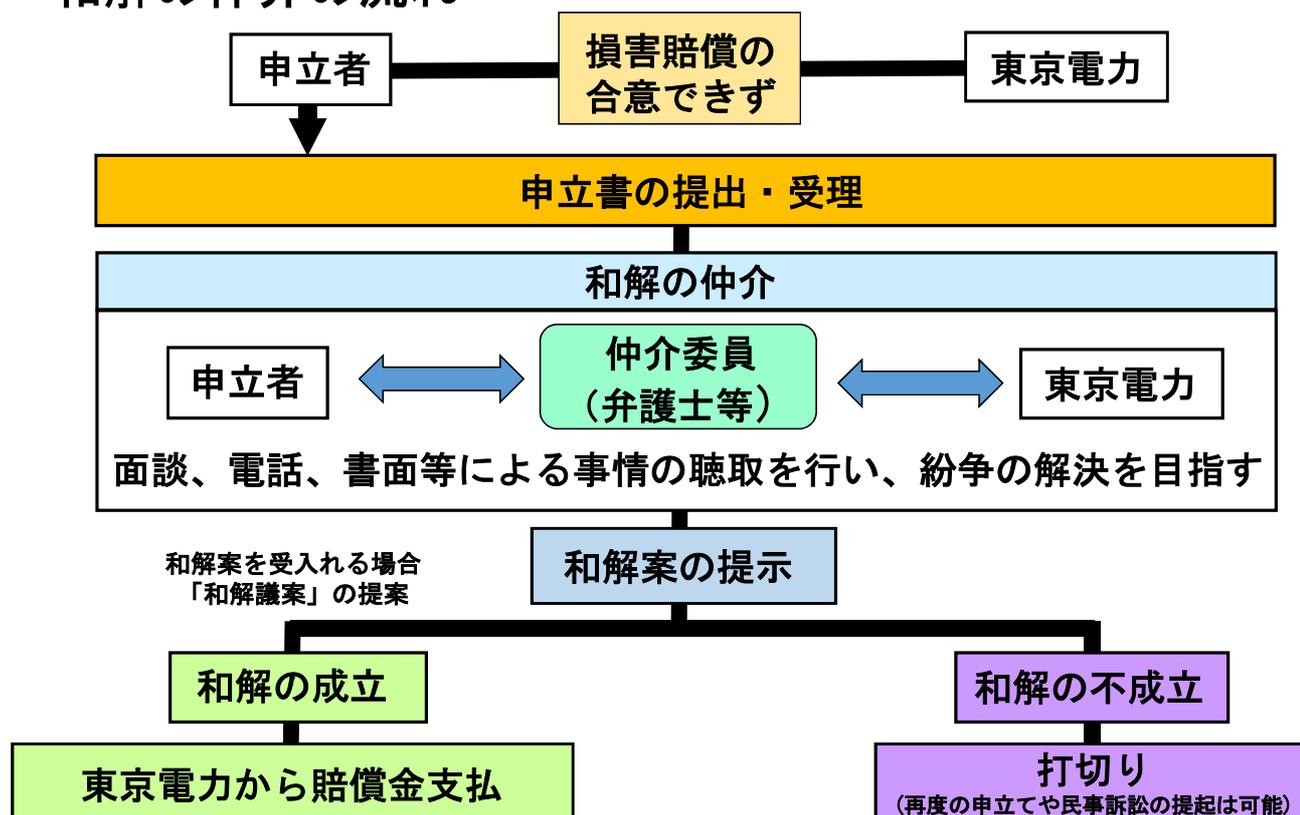
原子力損害による賠償を定めた「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による原子力損害の賠償に係る紛争について、平成23年4月11日に設置された文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会のもとで和解の仲介を実施している。

組織概要及び業務内容

※ 原子力損害賠償紛争解決センターが実施する和解の仲介が「あっせん」に該当する。



和解の仲介の流れ



東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針

原子力損害賠償紛争審査会が、原子力損害による賠償を定めた「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による原子力損害の範囲を示したものである。

原子力損害の範囲

本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のもの

本件事故に起因して実際に生じた被害の全てが、原子力損害として賠償の対象となるものではないが、次の被害についても一定の範囲で賠償の対象となる。

- ・本件事故から国民の生命や健康を保護するために合理的理由に基づいて出された政府の指示等に伴う損害
- ・市場の合理的な回避行動が介在することで生じた損害
- ・さらにこれらの損害が生じたことで第三者に必然的に生じた間接的な被害

空間放射線量検査に要した費用等の賠償請求状況について（H22・23～26年度）

所管課	賠償対象項目	費用 (円)	入金額 (円)	東京電力との協議結果	ADRセンター への申立て	業務内容
環境局 環境対策部 環境総合研究所 旧放射線安全推進室	空間放射線量検査に要した費用 ・モニタリングポストリース料 ・通信費等	27,271,684	13,509,936 <small>(平成26年2月10日に一部入金)</small>	平成30年3月9日、15日に東京電力から平成24年1月以降は賠償対象外と回答	○	平成23年3月15日から順次モニタリングポストを設置して、大気中の空間放射線量を測定 ・平成23年3月 南部（旧公害研究所、環境総合研究所） ・平成23年6月 北部（麻生大気測定局） ・平成24年8月 中部（中原大気測定局）
	多摩川河川敷の除染に要した費用 ・除染費用	25,344,900		平成30年3月9日に東京電力から賠償対象外と回答	○	平成24年3月に多摩川河川敷（川崎区殿町3丁目地先）において局所的に放射線量が高い汚染箇所が確認されたことから、平成25年3月に汚染土壌を除去し、除去した土壌はごみ焼却灰等の一時保管場所（川崎区浮島地区）に保管
	市民等への放射線測定器の貸出しに要した費用 ・測定器購入費 ・校正費用	3,862,341		平成30年4月11日、26日に東京電力から賠償対象外と回答	○	平成24年3月から簡易型の放射線測定器の貸出しを実施 ・測定器の配置 各区分各3台（平成29年1月まで） 各区分各2台（平成29年2月以降） ・貸出し対象 市内在住の個人及び町内会、自治会、商店街等の団体など
	環境局放射線安全推進室の放射性物質対策の推進に要した費用 ・消耗品費その他の放射性物質対策の推進に係る費用	2,876,998		平成26年1月7日に東京電力から賠償対象外と回答	○	平成24～26年度に設置されていた放射線安全推進室において、放射性物質対策に係る取組を推進するために要した上記3項目以外の費用
	一般環境モニタリングに要した費用 ・河川、海域、地下水等調査委託費等	3,510,480		平成30年3月9日、15日に東京電力から賠償対象外と回答	×	平成24年度から河川水12地点、海水3地点、地下水3地点及び土壌3地点を対象に放射性物質であるセシウム134、セシウム137の測定を実施
	合計額	62,866,403	13,509,936			
協議で合意に至らなかった費用	49,356,467					
ADRセンターへ申立てを行う費用	45,845,987					
ADRセンターへ申立てを行わない費用	3,510,480					